

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

ゴルフ会員権等財産評価基本通達の改正

Q：財産評価基本通達が改正され、ゴルフ会員権の評価方法が見直されたようですが、内容を教えてください。

A：個別通達で規定していたゴルフ会員権の評価を基本通達に統合するとともに、内容的にも大幅な見直しが行われました。

【解説】

国税庁では現在、通達の見直し作業に取り組んでいますが、その一環として、財産評価基本通達の改正を行いました。

今回の改正では、これまで個別通達で規定されていたゴルフ会員権の評価を、基本通達に織り込む形で新通達が創設されました。

その際、「入会金」としていた表現を「預託金」とし、これまで、会員となるための要件別に大別し、そこから取引相場の有無で評価方法を定めていたものを、改正後は、取引相場の有無による区分を基本とし、その小項目として、現在のような会員となるための要件別の区分けをすることになります。

また、個別通達制定以後の新しい会員権の形態である追加預託金を支払っている場合や、最近の預託金償還問題に係る会員権の分割などでの取扱いも規定されています。

その他、今回の改正では、取引相場のない株式の会社規模判定に関して、複数業種を兼業している場合の業種区分の判定方法といった実務上の取扱いの通達化や、外為法の改正など関連法令の改正に伴う所要の整備などが行われています。

